



JASDAQ

平成 29 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 ティーツー  
代 表 者 名 代表取締役社長 寺田 勝宏  
(JASDAQコード7610)  
問 い 合 せ 先 取締役管理本部長 藤原 克治  
電 話 番 号 03-5719-4580

## ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

平成29年4月13日開催の取締役会において、会社法第361条の規定に基づき、当社取締役には報酬額とは別枠でのストックオプションとしての新株予約権付与の決定、並びに会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会に委任することについての承認を求める議案を、平成29年5月26日開催予定の第27期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって当社取締役並びに従業員及び外部事業協力者に対し新株予約権を発行する理由

当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進する目的、並びに当社の従業員及び外部事業協力者の当社の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、当社の企業価値向上に資することを目的として、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬として相当であると存じます。

なお、報酬等としての新株予約権の公正価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）における諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算出するものとします。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役並びに当社従業員及び外部事業協力者

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社取締役を付与対象とする新株予約権の目的である株式数は、当社普通株式 400,000 株を上限とする。当社従業員及び外部事業協力者を付与対象とする新株予約権の目的である株式数は、当社普通株式 800,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的

となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

当社取締役を付与対象とする新株予約権は、4,000個を上限とする。当社従業員及び外部事業協力者を付与対象とする新株予約権は、8,000個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、当該新株予約権にかかる付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

② 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・統合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込} \cdot \text{処分金額}}{\text{新株式発行・処分前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

③ 割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から、当該付与決議の日後10年を経過する日まで。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社取締役もしくは従業員 の地位を保有していること、並びに当社関係会社に在任する取締役、監査役もしくは在職する従業員 の地位を保有していることを要する。
- ② 権利の質入その他の処分及び相続は認めない。
- ③ その他の条件については、第 27 期定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権の全部を取得することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受ける者が、権利を行使することができなくなった場合には、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ その他の条件については、第 27 期定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上述の資本金等増加限度額から上述の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（９）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使条件

上記（７）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記（８）に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(13) その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議によりこれを定める。

（注）上記の内容については、平成 29 年 5 月 26 日開催予定の第 27 期定時株主総会において、「取締役に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」及び「ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上